

令和元年6月21日	資料2
第45回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

社会医療診療行為別統計に係る特別集計の 提供の状況について

令和元年6月21日

厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室

背景

- ◆平成28年度にレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインが改正され、社会医療診療行為別統計の取扱いが定められた
- ◆社会医療診療行為別統計の所管部局は、厚生労働省の各部局から提供依頼を受け、社会医療診療行為別統計のために提供されたレセプト情報及びその中間生成物から集計表を作成し、提供することができ、これらの提供の状況について、有識者会議に定期的に報告を行うこととされた



今回、平成30年度に厚生労働省の各部局から提供依頼を受け集計表を作成し、提供した状況について報告する

平成30年度社会医療診療行為別統計特別集計の提供状況

提供日	集計事項及び属性的範囲	集計年次	依頼者(所属)
9月13日	医科 ・病院(病床規模)－診療所(有床－無床)別にみた入院－入院外別・年齢階級別・診療行為(細分類)別の明細書件数・回数・診療実日数	平成25年～ 平成29年	医政局 地域医療計画課

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（抄）

第18 社会医療診療行為別統計の取扱い

1 社会医療診療行為別統計の定義

本ガイドラインにおいて「社会医療診療行為別統計」とは、厚生労働省が毎年6月審査分のレセプト情報を用いて、診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等の実態を明らかにするために作成する統計を指す。

2 社会医療診療行為別統計での利用における本ガイドラインの適用

(4) 厚生労働省の各部局からの提供依頼に応じた特別集計の実施

社会医療診療行為別統計の所管部局は、厚生労働省の各部局から提供依頼を受け、社会医療診療行為別統計のために提供されたレセプト情報及びその中間生成物から集計表を作成し、提供することができる。これらの提供の状況について、保険局及び有識者会議に定期的に報告を行うこととする。